

【料金表】訪問看護

所要時間	基本料金	1割負担額	2割負担額	3割負担額
20分未満 ※20分以上の保健師又は看護師による訪問看護を週1回以上行った場合のみ算定可能	3,140円	314円	628円	942円
30分未満	4,710円	471円	942円	1,413円
30分以上60分未満	8,230円	823円	1,646円	2,469円
60分以上90分未満	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円
※ 夜間・早朝加算 基本料金の100分の25加算 (午後6時～午後10時 午前6時～午前8時)				
※ 深夜加算 基本料金の100分の50加算 (午後10時～午前6時)				
※ 同月中に複数回の緊急時訪問の場合は、2回目以降から夜間・早朝、深夜の訪問看護に係る加算を算定。				

理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合 (1回につき)	1回あたり20分	2,940円	294円	588円	882円
※ 1日につき2回を超える場合は、1回につき基本料金の100分の90を乗じる。					
※ 厚生労働大臣が定める施設基準に該当する場合、1回につき基本料金から80円を減じる。					
※ 1週間に6回を限度とする。					

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	30円 (区分支給限度基準額外)	3円	6円	9円
退院時共同指導加算	6,000円	600円	※入院中に当事業所の看護師等が医療機関等と共同し、在宅での療養上必要な指導を行いその内容を提供了らした場合、退院後初回の訪問看護の際に算定。(特別な管理を必要とする場合は2回算定可能) *初回加算と重複しない	
長時間訪問看護加算	3,000円	300円	※特別な管理を必要とする利用者(厚生労働大臣が定める状態にある方)に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合。	
複数名訪問加算(Ⅰ)30分未満	2,540円	254円	※一人の利用者に対して2名以上の看護師等で訪問看護を行った場合。	
複数名訪問加算(Ⅰ)30分以上	4,020円	402円		
初回加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	(Ⅰ)…3,500円 (Ⅱ)…3,000円	(Ⅰ)…350円 (Ⅱ)…300円	※新規に訪問看護計画を作成し、初回(Ⅰ)は退院日に看護師による訪問看護を行った場合。 *退院時共同指導加算と重複しない *(Ⅰ)と(Ⅱ)重複しない	
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	5,740円 (区分支給限度基準額外)	574円	※利用者及び家族の同意を得て、24時間連絡ができる体制にあり、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合。	
特別管理加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	(Ⅰ)…5,000円 (Ⅱ)…2,500円 (区分支給限度基準額外)	(Ⅰ)…500円 (Ⅱ)…250円	※特別な管理を必要とする利用者(厚生労働大臣が定める状態にある方)に対して計画的な管理を行った場合。	
ターミナルケア加算	25,000円 (区分支給限度基準額外)	2,500円	※利用者及び家族の同意を得て、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、末期の悪性腫瘍等の場合1日以上ターミナルケアを行った場合。	
看護・介護職員連携強化加算	2,500円	250円	※訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等の業務が円滑に行われるよう、計画書の作成や緊急時等の対応についての助言等の支援を行った場合。	
介護職員等処遇改善加算	基本サービス費に各種加算減算を加減したものに1.8%を乗じて算出。		※介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化促進等のための制度措置。	

【料金表】介護予防訪問看護

所要時間	基本料金	1割負担額	2割負担額	3割負担額
20分未満 ※20分以上の保健師又は看護師による介護予防訪問看護を週1回以上行った場合のみ算定可能	3,030円	303円	606円	909円
30分未満	4,510円	451円	902円	1,353円
30分以上60分未満	7,940円	794円	1,588円	2,382円
60分以上90分未満	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円
※ 夜間・早朝加算 基本料金の100分の25加算 (午後6時～午後10時 午前6時～午前8時)				
※ 深夜加算 基本料金の100分の50加算 (午後10時～午前6時)				
※ 同月中に複数回の緊急時訪問の場合は、2回目以降から夜間・早朝、深夜の訪問看護に係る加算を算定。				

理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合 (1回につき)	1回あたり20分	2,840円	284円	568円	852円
※ 1日につき2回を超える場合は、1回につき基本料金の100分の50を乗じる。					
※ 厚生労働大臣が定める施設基準に該当する場合、1回につき基本料金から80円を減じる。					
※ 利用を開始した月から12ヶ月を超えて訪問する場合、1回につき基本料金から150円を減じる。					
※ 1週間に6回を限度とする。					

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	30円 (区分支給限度基準額外)	3円	6円	9円
退院時共同指導加算	6,000円	600円	※入院中に当事業所の看護師等が医療機関等と共同し、在宅での療養上必要な指導を行いその内容を提供了らした場合、退院後初回の介護予防訪問看護の際に算定。(特別な管理を必要とする場合は2回算定可能) *初回加算と重複しない	
長時間介護予防訪問看護加算	3,000円	300円	※特別な管理を必要とする利用者(厚生労働大臣が定める状態にある方)に対して1時間30分以上の介護予防訪問看護を行った場合。	
複数名訪問加算(Ⅰ)30分未満	2,540円	254円	※一人の利用者に対して2名以上の看護師等で介護予防訪問看護を行った場合。	
複数名訪問加算(Ⅰ)30分以上	4,020円	402円		
初回加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	(Ⅰ)…3,500円 (Ⅱ)…3,000円	(Ⅰ)…350円 (Ⅱ)…300円	※新規に介護予防訪問看護計画を作成し、初回(Ⅰ)は退院日に看護師による訪問看護を行った場合。 *退院時共同指導加算と重複しない *(Ⅰ)と(Ⅱ)重複しない	
緊急時介護予防訪問看護加算(Ⅱ)	5,740円 (区分支給限度基準額外)	574円	※利用者及び家族の同意を得て、24時間連絡ができる体制にあり、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合。	
特別管理加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	(Ⅰ)…5,000円 (Ⅱ)…2,500円 (区分支給限度基準額外)	(Ⅰ)…500円 (Ⅱ)…250円	※特別な管理を必要とする利用者(厚生労働大臣が定める状態にある方)に対して計画的な管理を行った場合。	
介護職員等処遇改善加算	基本サービス費に各種加算減算を加減したものに1.8%を乗じて算出。		※介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化促進等のための制度措置。	